

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

田尻町地球温暖化対策実行計画

令和 3 年度～令和 1 2 年度

令和 3 年 3 月

大阪府泉南郡田尻町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画背景……………2
2. 計画目的……………2
3. 基準年度・計画期間・目標年度……………3
4. 対象範囲……………3
5. 対象とする温室効果ガス……………4

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量……………5
2. 要因別の排出状況……………5
3. 削減目標……………5

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入……………6
2. 新電力の導入……………6
3. 庁舎等施設におけるエネルギー使用量の削減……………7
4. 公用車の使用燃料の削減……………8
5. 紙の使用量の削減、ゴミの減量・リサイクルの推進、水の使用量の削減……………8
6. 環境に配慮した事業の推進……………9

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制……………11
2. 点検体制……………11
3. 進捗状況の公表……………11

第1章 基本的事項

1. 計画背景

事業活動並びに日常生活において、より快適な状況を求めるために資源の採取から生産・廃棄に至る社会経済活動の環境負荷が高まっており、その低減が、大きな課題となっています。特に化石燃料の消費に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出は地球環境に大きな影響を与えており、地球温暖化の最大の原因になっています。

この地球温暖化問題に関し、平成9年12月に京都市で開催された地球温暖化防止会議（COP3）において、日本の温室効果ガス削減目標が策定され、この目標を達成するために「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が施行されました。

この法では、温室効果ガスの排出を抑制するために、国・地方公共団体・事業者及び国民それぞれに責務と幅広い取組を促進するための枠組みが整備されております。

また、平成27年9月の国連総会において令和12年を年限とする国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。本計画については、17のゴールのうち「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と「13.気候変動に具体的な対策を」が該当します。

気候変動に関する世界全体の取組として、同年に開催されたCOP21においてパリ協定が採択され、翌年11月4日から発効されています。パリ協定は「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃高い水準を十分下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに抑える努力をする」こと等を定めています。

我が国においては、温室効果ガスの排出量を令和12年時点で平成25年度比26%減とする削減目標が正式に採択され、国連の気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出し、令和元年6月にはSDGsの要素とも整合を図った「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定しています。また、脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明する自治体が増えている中、令和2年10月の菅内閣の所信表明演説においても国として同様に取り組むことが表明されました。

田尻町（以下「町」という。）においても、事業者及び消費者としての立場から環境保全に向けた具体的な取組を実施することにより、環境への負荷の低減を図るために「田尻町地球温暖化対策実行計画」（以下「計画」という。）を第1次（平成26年度～平成28年度）、第2次（平成29年度～令和2年度）として策定いたしました。

当計画は、これまでの取組を継続するため、またSDGsの目標を達成するため、国の削減目標に合わせ令和12年度を最終年度とした計画を改めて策定するものです。

※SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略。

平成27年9月、ニューヨークで開かれた国連総会において採択された世界共通の17の目標で、平成28年から令和12年までの15年間に、貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊などの様々な問題を根本的に解決することを目指している。

2. 計画目的

本計画は、法第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている「温室効

果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画」として策定するものです。町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

〔基準年度〕 平成24年度

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の最終年度となる平成24年度とします。

〔計画期間〕 10年（令和3年度～令和12年度）

国が令和12年を削減目標の最終年度として設定しており、町との比較・検証を行いやすくするために計画期間の最終年度が令和12年となる10年とします。

ただし、計画期間の中間年にあたる令和8年度に中間見直しを行います。

〔目標年度〕 令和12年度

なお、計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 対象範囲

計画の対象範囲は、町が行う自らの事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業も対象となります。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
○田尻町役場本庁舎	○田尻町立保育所・田尻町立幼稚園
○田尻町役場（別館）	○田尻町漁業振興広場
○田尻町総合保健福祉センター	○たじりっち広場
○泉州南広域消防本部	○田尻町内防犯灯・道路照明等
泉佐野消防署田尻出張所※	△なかよし学級★
○嘉祥寺集会所	△田尻町立小学校
○吉見集会所	△田尻町立中学校
○田尻町環境衛生事務所	△田尻町給食場
○田尻町葬祭場	△田尻町立公民館
○田尻町火葬場	△駅前広場、まちかど広場
○田尻町排水機場	△尾張池スポーツ公園
○田尻町吉見ポンプ場	△田尻町営プール★
○田尻町浄水場※	△田尻歴史館
○交流広場、公園、児童遊園等	△田尻町多目的グラウンド★
○：町長部局 △：教育委員会 ★：指定管理者制度等	

※泉佐野消防署田尻出張所及び田尻町浄水場は、組織変更により本町の計画対象外施設ですが、平成24年度時点では対象施設でした。

5. 対象とする温室効果ガス

計画で削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象である6種類のガス[二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類(HFC)・パーフルオロカーボン類(PFC)・六ふっ化硫黄(SF₆)]の内、対象施設の実績等から排出量の99%以上を占めている二酸化炭素(CO₂)を対象とします。

今後、状況により他の種類のガスの追加を検討します。

参考

メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類(HFC)については、公用車の走行距離に基づき排出量が増加します。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

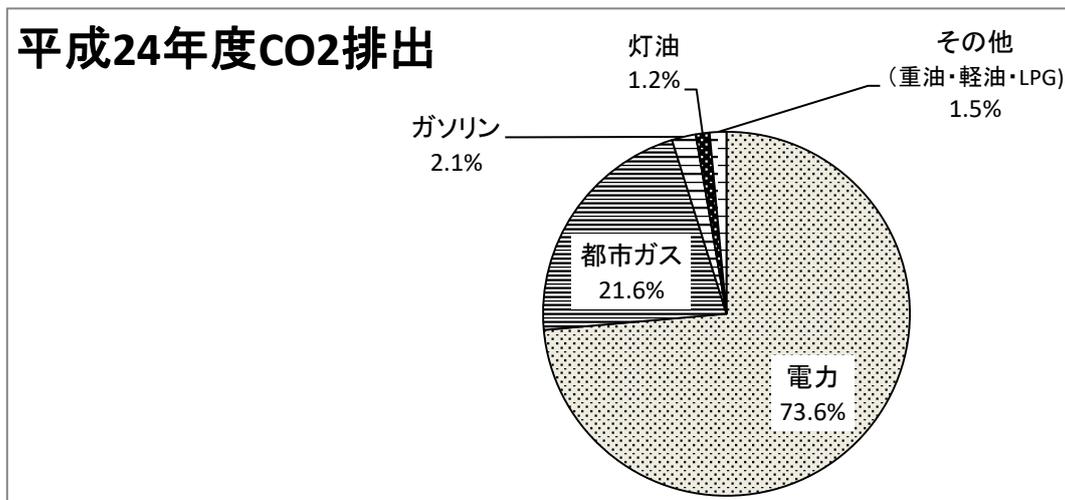
1. 基準年度（平成24年度）の二酸化炭素排出量

町の事務事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,312,700 kg-CO₂です。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,312,700 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

平成24年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の73.6%を占め、次いで都市ガスの21.6%、ガソリンが2.1%となっています。



CO₂ 排出量(平成 24 年度) kg-CO₂

	電 気	都市ガス	ガソリン	灯油	その他 (重油+軽油+LPG)	合計
平成 24 年度 CO ₂ 排出量	965,881	283,802	27,755	15,973	19,289	1,312,700
(参考) 令和元年度	862,417	279,624	11,459	14,927	13,005	1,181,432

3. 削減目標

平成24年度を基準年度として、計画期間の最終年度である令和12年度の二酸化炭素排出量を、26%削減することを目標とします。（COP21に先立ち日本国が表明した自主目標に準拠します。）

区 分	基準年度排出量 平成 24 年度	削減目標	目標年度排出量 令和 12 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,312,700 kg-CO ₂	26 %	971,398 kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入

現状の二酸化炭素排出抑制について、日常的な積み重ねによるだけでは限界があります。

また、SDGsの目標7「誰もが使えるクリーンエネルギー」を達成するためにも再生可能エネルギーを利用する必要があります。再生可能エネルギーは、太陽光や風力といった自然エネルギーであり、枯渇する恐れがないことと、石炭や石油のように発電の際に二酸化炭素を排出しないことから理想的なエネルギーと考えられています。

再生可能エネルギーの種類と概要

	種 類	概 要
発 電	太陽光発電	太陽光が持つエネルギーを直接電気に変えます。
	風力発電	風の力を発電機に伝えて、発電します。
	バイオマス発電	生物資源をエネルギー源として、発電します。
	中小水力発電	水路河川を利用した、1,000kw以下の水力発電です。
	地熱発電	地熱エネルギーを蒸気や熱水などにして、タービンにより発電します。
熱利用	太陽熱利用	屋根などに集熱器を置いて、給湯や冷暖房に利用します。
	雪氷熱利用	冷熱エネルギーを「冷房・冷蔵」に利用します。
	バイオマス熱利用	生物資源をエネルギー源として、熱をつくります。
	温度差熱利用	海水や河川水の温度差によりヒートポンプを利用します。
燃 料	バイオマス燃料製造	生物資源を加工して、燃料として利用します。

- ・ 上記各種の再生可能エネルギーについては、全世界では20%程度しか導入されていませんが、日々技術革新が進んでいる事から、各施設等管理者は、事業状況を勘案して、計画の期間中に導入可能な再生可能エネルギーの利用を積極的に検討するものとします。

2. 新電力の導入

新電力については、電力事業者によって発電に使用する原材料（石油・石炭・太陽光等）が異なるため、同じ1Kwの電力であっても生み出す際に排出するCO2の量が異なり、場合によっては現在契約している電力会社より排出するCO2の量が大きくなる可能性があります。

また契約事業者の選定にあたっては、環境負荷だけではなく価格や安定供給性といった他の要素も勘案して決定されることから、現状ではその影響の予測が困難です。

しかしながら、町のCO2削減において電力の占める割合は非常に大きいことから、新電力に関する情報収集や導入の可能性に関する検討を行っていきます。

3. 庁舎等施設におけるエネルギー使用量の削減

①電気使用量の削減

取組項目	具体的取組
OA機器等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・PCの画面照度を70%程度に下げよう努める ・PCの無操作が、30分程度の場合は、スリープモードにするよう努める ・PCの無操作が、120分以上続く場合は、電源を切るよう努める ・OA機器、コピー機等の不使用時の電源を切るよう努める ・OA機器、コピー機の節電、待機モードを設定する ・使用時間の削減に努める ・長時間使用しないOA機器のコンセントを抜くよう努める (PCについても、同様にコンセントを抜くよう努める)
照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な個所のみ点灯や自然光の活用に努める ・未使用空間(会議室等)の消灯 ・必要最小照度の設定による蛍光灯等の本数削減 ・定期的な器具の清掃 ・昼休憩中の事務室や廊下、時間外の不必要箇所等の消灯(窓口関係を除く)
エレベータの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の利用、若しくは台車等で荷物運搬する場合を除き3階以内の移動は原則として階段を使用する
空調機器の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設定温度の最適化(空調の温度を冷房時28℃設定、暖房時19℃設定の徹底) ・クールビズ・ウォームビズを推進する ・使用の抑制 ・カーテン等簡易な断熱化の励行 ・使用していないエリア(会議室等)の冷暖房の停止を徹底 ・エアコンフィルターの定期的な清掃
冷凍冷蔵庫の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に応じた温度調整 ・共有利用等による設置数の削減

②都市ガス等の燃料の使用量の削減

取組項目	具体的取組
ガス給湯器等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯温度の最適化 ・効率的利用(流しっぱなし、沸かしすぎ等の抑制)
ボイラー等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検による燃焼効率等の性能維持 ・運転時間の効率化

③施設の建設や維持管理における環境配慮の推進

取組項目	具体的取組
省エネ化工事の導入、更新	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型照明機器への転換（LED照明、高効率照明等） ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備に努める（再生可能エネルギーの導入） ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入 ・コージェネレーション（熱電併給）等、省エネ性能の高い機器への変更 ・規模に応じた適正機器の選択 ・ESCO（※1）やZEB（※2）といった新しい概念に基づく省エネ方策の検討・研究

※1 ESCO（エスコ）

Energy Service Companyの略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、その削減額から対価を得るビジネスモデルのこと。

※2 ZEB（ゼブ）

Net ZERO Energy Buildingの略。建物の高断熱化や省エネルギー設備機器により消費エネルギーを減らしつつ、太陽光発電等によりエネルギーを作ること、建物のエネルギー収支をゼロにすることを旨とする。

4. 公用車の使用燃料の削減

取組項目	具体的取組
公用車利用の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・出張時における公共交通機関の利用 ・近距離移動時の徒歩、自転車利用の励行 ・同一用務地への相乗りの励行
経済運転の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車、低燃費車の優先利用 ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える ・急発進、急加速、空ふかしの抑制 ・経済的な走行ルートを選択
車両の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を適正に整備管理し、排気ガスの削減に努める（タイヤ空気圧などの適切な点検） ・不用積載物のチェック
低公害車車両の導入更新	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入（特に平成12年排出ガス基準をクリアしていない車両については、使用状況を勘案して更新を行う。） <p>※電気自動車やその他クリーンエネルギー車等については、現在の技術革新により、日進月歩しており、公用車の使用目的及び航続距離等を勘案して、導入の可能性を検討する。充電施設等については、公用車としての電気自動車導入状況を鑑みて、整備を行う。</p>

5. 紙の使用量の削減、ゴミの減量・リサイクルの推進、水の使用量の削減

取組項目	具体的取組
紙の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷の励行 ・ミスコピーの裏面利用 ・資料、事務手続きの簡素化 ・電子媒体による文書ファイルの共有化、回覧等の活用 ・使用済み封筒の活用等 ・プリントアウトする書類の精査
ゴミの減量 リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の再利用や修理による長期利用に努める ・使い捨て容器の購入は極力控える ・廃棄物の分別排出の徹底に努める ・ファイル等再利用の励行 ・マイバッグやマイボトルの利用を促進する ・たじりプラスチックごみゼロ宣言の励行
水の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に節水を心がける（蛇口のコまめな止水） ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める ・トイレ用水等の節水化の検討（トイレ自動洗浄機など） ・公用車等の洗車は、水を流したまましないなど節水に努める ・植栽への散水は、天候などを考慮して必要量だけを散水する

6. 環境に配慮した事業の推進

取組項目	具体的取組
物品購入 (グリーン購入等)	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙配合率のより高い再生コピー紙の購入 ・事務用品等は、詰め替えやリサイクル可能な商品を購入 ・印刷物の発注時に再生紙の指定 ・電気製品等の新規購入、更新時は省エネルギータイプの環境負荷の少ないものの購入 ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設敷地における緑化の推進
再生可能エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光や太陽熱といったクリーンエネルギー（再生可能エネルギー）の導入を推進する
施設の利用者・来庁者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設での取組について住民の理解と協力を得られるよう、環境配慮行動に関するポスターを掲示するなどの広報を行う

※国の目標である 2050 年までに CO2 排出実質ゼロの観点から、敷地の緑化により吸収した CO2 量や再生可能エネルギーにより売電した電力量に基づき換算した CO2 量について、国の指針等を参考にしつつ、集計の検討を行います。

(参考) 各施設における使用エネルギー種別

施設名	使用エネルギー	施設名	
田尻町役場本庁舎	電気、都市ガス	田尻町立保育所	電気、都市ガス
田尻町役場（別館）	電気、LPG ガス	・田尻町立幼稚園	
田尻町総合保健福祉センター	電気、都市ガス	田尻町漁業振興広場	電気
泉州南広域消防本部	電気、都市ガス	たじりっち広場	電気
泉佐野消防署田尻出張所※		田尻町内防犯灯	電気
嘉祥寺集会所	電気、LPG ガス	・道路照明等	
吉見集会所	電気、LPG ガス	なかよし学級	電気
田尻町環境衛生事務所	電気、LPG ガス	田尻町立小学校	電気、都市ガス、 灯油
田尻町葬祭場	電気、LPG ガス		
田尻町火葬場	電気、LPG ガス、 灯油	田尻町立中学校	電気、都市ガス、 LPG ガス、灯油
田尻町排水機場	電気、重油	田尻町給食場	電気、都市ガス
田尻町吉見ポンプ場	電気、重油	田尻町立公民館	電気、LPG ガス
田尻町浄水場※	電気、LPG ガス	駅上広場、まちかど広場	電気
交流広場、公園、児童遊園等	電気	尾張池スポーツ公園	電気
		田尻町営プール	電気
		田尻歴史館	電気
		田尻町多目的グラウンド	電気、都市ガス

※泉佐野消防署田尻出張所及び田尻町浄水場は、組織変更により本町の計画対象外施設ですが、平成 24 年度時点では対象施設でした。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、教育長・各部局長等を構成員として組織し、計画の見直し及び計画の推進点検並びに評価を行います。

(2) 推進者

各課及び各出先機関の施設等の管理担当を「推進者」として、「推進者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、点検を行い計画の総合的な推進を図るとともに必要に応じて事務局に点検結果等を報告します。

(3) 事務局

事務局を環境担当課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行うとともに進捗状況を公表します。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回町ホームページ等により公表します。

